

お知らせ

横手市における 「価格通知書」の取扱い 変更について



秋田地方法務局と横手市の間において、地方税法第382条及び第422条の3の規定に基づく通知が電子化されました。

従来、不動産（土地・建物）の所有権保存登記や所有権移転登記等の登記申請に必要な登録免許税の課税標準については、横手市長が交付した「価格通知書」を登記申請者が登記申請の添付書面として、秋田地方法務局湯沢支局及び大曲支局へ提出していただいていたおりましたが、電子化に伴い以下のとおり手続が一部変更となりました。

◇ 横手市内の不動産（土地・建物）について、所有権保存登記や所有権移転登記等の登記申請をされる際に、横手市長が交付しておりました「価格通知書」は平成27年3月から原則として廃止されました。

◇ 「価格通知書」に代わるものとして、「固定資産税（土地・家屋）明細書兼名寄帳（納税通知書送付時に添付）」が使用できます。明細書兼名寄帳がない場合は、横手市長が発行する「評価額証明書（有料）」又は「名寄帳（有料）」等の添付が必要となります。

* 「評価額証明書」及び「名寄帳」の請求方法等につきましては、横手市資産税課（TEL 0182-32-2767）までお問い合わせください。

◇ 登記を申請される際には、「固定資産税（土地・家屋）明細書兼名寄帳」、「評価額証明書」等により、従来どおり不動産価格を事前に確認の上、適正に登録免許税を納付していただく必要があります。

平成27年3月

秋田地方法務局登記部門

TEL 018-862-1174